

## 一時預かり事業のご案内

### 制度概要

一時預かりは、保護者が傷病、事故、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ、仕事の都合、里帰り出産などの理由により、お子さんを家庭で育児ができない場合に、保育所等で一時的にお預かりする制度です。

### 利用対象者

市内在住で保育所（園）等に入所していない生後4か月～小学校就学前の児童

（注1）保護者が里帰り出産で帰省している場合は、市外在住の児童でも利用可

（注2）日曜日・祝日の預かりは、保育所（園）等に入所している児童でも利用可

（利用ができない場合）

- ・ 伝染病、疾病、けが等で日常生活に支障がある場合
- ・ 体調が悪い場合（保育士等による園での投薬はできません。）
- ・ 一時預かり利用時に、医療的ケアが必要な場合
- ・ 集団保育の中では、児童の負担が重過ぎると思われる場合



### 利用日時・施設

別紙、「一時預かり事業施設一覧」をご覧ください。施設により対象年齢や利用可能日時が異なります。また、最大で3園まで利用登録することができます。

### 利用可能日数

1週間あたり原則3日間以内。複数施設を利用の場合は合算します。

（注3）里帰り出産の場合は、上記条件に加えて、産前8週間及び産後8週間（多胎の場合は産前14週間及び産後10週間）の利用に限ります。

### 利用料金

利用料：300円/時間

給食代：300円/日（おやつ代含む）

- ・ 利用料金は、直接施設にお支払いください。
- ・ 最低1時間からの利用となります。
- ・ 1時間に満たない利用分については切上げを行います。（例：2時間半の利用⇒900円）

### 持ち物

帽子、着替え、手拭きタオル、ナフキン、コップなど。すべての持ち物に名前の記入をお願いします。施設により持ち物が異なりますのでご注意ください。



（裏面に続く）

## 利用方法

- ① 事前に「登録申請書」「重要事項確認書」「利用調書」を、こども政策課窓口またはオンライン申請にて提出し、利用登録をしてください。なお、利用登録は生後3か月から可能です。  
(注4) 里帰り出産の場合は、「母子健康手帳の写し（保護者名が明示してある表紙と出産予定日が明示してあるページ）」を添付してください。

(申請書等入力フォーム) <https://logoform.jp/form/en3w/965167>



2次元コード

- ② 申請内容を確認後、市から利用登録通知書をご自宅に送付します(概ね10日程かかります)。

- ③ ご利用希望日の2週間前から前々日までに、施設へ直接お電話で予約してください。

### 【電話受付時間】

月～金曜日 13:00～16:00 (祝日を除く)

あさひ子ども館のみ火～土曜日 13:00～16:00 (祝日を除く)

※予約開始日が受付時間外の場合、その直前の受付日から開始します。

※持ち物やお弁当の有無は施設等により異なりますので、予約時にご確認ください。

- ④ 当日は、時間までに施設へお越しください。利用料金は、直接施設にお支払いください。

## 利用施設の変更・追加をしたい場合

利用施設の変更・追加をされる際には、利用登録通知書に記載の登録番号をご確認の上、こども政策課までご連絡ください。

## 利用予約のキャンセル

キャンセルは、原則利用日前日までに施設へご連絡ください。前日が施設の受付時間外にあたる場合は、その直前の受付日が締切となります。

- 例1:各園で月曜利用をキャンセルする場合 → 前週の金曜日まで
- 例2:あさひ子ども館で火曜利用をキャンセルする場合 → 前週の土曜日まで

※お子さんの体調不良を除き、当日のキャンセルはお断りします。



問合せ先：各務原市役所 こども政策課 (058-383-1555)